

目 次

規 則

- ・津市消費生活センター設置規則
- ・津市鷺崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
- ・津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・計量器の定期検査の実施
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・平成18年1月1日から同年3月31日までの津市駐車場事業業務状況
- ・平成18年1月1日から同年3月31日までの津市水道事業業務状況
- ・平成18年1月1日から同年3月31日までの津市水道事業業務状況
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・平成18年1月1日から同年3月31日までの津市農業共済事業業務状況
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・専決処分した予算及び議決を経た予算の公表

公 告

- ・条件付一般競争入札の執行
- ・条件付一般競争入札の執行
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・条件付一般競争入札の執行
- ・犬の抑留
- ・一般競争入札の執行
- ・犬の抑留
- ・平成18年6月分津市農用地利用集積計画
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留

選管告示

- ・選挙人名簿からの抹消者について
- ・在外選挙人名簿からの抹消者について

津市消費生活センター設置規則をここに公布する。

平成18年 7月12日

津市長 松田直久

津市規則第259号

津市消費生活センター設置規則

(設置)

第1条 本市の住民の消費生活の安定及び向上を図るため、津市消費生活センター(以下「センター」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 消費生活に係る相談に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活に係る啓発に関すること。
- (4) その他消費生活の安定及び向上に関すること。

(職員)

第3条 センターに所長その他相談員等必要な職員を置く。

- 2 所長には、市民交流課長の職にある者をもって充てる。
- 3 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 その他の職員は、上司の命を受けてセンターの事務を処理する。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

津市贄崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年 7月12日

津市長 松田直久

津市規則第260号

津市贄崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市贄崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第302号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 津市贄崎地区防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用時間)

第3条 センターを使用することができる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の1月前の日から前日までの間に、贄崎地区防災コミュニティセンター使用（使用変更）許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、贄崎地区防災コミュニティセンター使用（使用変更）許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第6条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第7条 使用者は、センターの使用許可の取消しを受けようとするときは、贄崎地区防災コミュニティセンター使用許可取消届（第3号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（引続使用の制限）

第8条 センターの施設及び設備器具は、引き続き6日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免申請）

第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、贄崎地区防災コミュニティセンター使用料減免申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第9条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。
- (2) 条例第9条第2号の規定に該当するときは、既納の使用料の5割の額を還付する。ただし、使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たときは、既納の使用料の全額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、贄崎地区防災コミュニティセンター使用料還付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（入場の制限）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第12条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）

は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第13条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第14条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年8月5日から施行する。ただし、第4条から第10条まで及び第1号様式から第5号様式までの規定は、同年7月25日から施行する。

第1号様式（第4条、第6条関係）

贄崎地区防災コミュニティセンター使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市贄崎地区防災コミュニティセンターを 使 用 したいので申請します。
使 用 変 更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで			
行 事 名				
使 用 目 的				
入 場 予 定 人 員		対象者		
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名				
使 用 す る 施 設 〔 使用する施設を○で 囲んでください。〕	集会室1 集会室2			
使 用 す る 設 備 器 具				
冷 房	要	不要	暖 房	要 不要
持 込 器 具 等				
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円） 無			

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	円
許 可 条 件 等	

第2号様式（第5条—第7条関係）

（表）

贄崎地区防災コミュニティセンター使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった津市贄崎地区防災コミュニティセンターの
使用 用 について、次のとおり許可します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後			時 分から
	年 月 日（ 曜）午 前後			時 分まで
行 事 名				
使 用 目 的				
入 場 予 定 人 員		対象者		
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名				
使 用 す る 施 設	集会室1 集会室2			
使 用 す る 設 備 器 具				
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要	
持 込 器 具 等				
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円）			無
許 可 条 件 等				

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

贄崎地区防災コミュニティセンター使用許可取消届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市贄崎地区防災コミュニティセンターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 〔取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。〕	集会室1 集会室2
取消しに係る設備器具	
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第4号様式（第9条関係）

贄崎地区防災コミュニティセンター使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市贄崎地区防災コミュニティセンターの使用料の減額除を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
使 用 する 施 設 〔 使用する施設を○で 囲んでください。〕	集会室1 集会室2
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要
減 免 申 請 の 理 由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第5号様式（第10条関係）

贄崎地区防災コミュニティセンター使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市贄崎地区防災コミュニティセンターの使用料の還付を受けたいので申請します。

還付の対象となる 使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分から
	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分まで
還付対象施設 〔 還付の対象となる施設を○で囲んでください。〕	集会室1 集会室2
冷 房	要 不要
暖 房	要 不要
既 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日
	納 付 金 額
還 付 申 請 の 理 由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 7月12日

津市長 松 田 直 久

津市規則第261号

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則（平成18年津市規則第224号）の一部を次のように改正する。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、前項に規定する者のほか、消防団活動に対し特に顕著な貢献をした事業所に対し、感謝状を贈呈することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第 339 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 7 月 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 7 月 3 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第340号

計量器の定期検査を次のとおり実施するので、計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定に基づき公示する。

平成18年7月3日

津市長 松田直久

1 定期検査の対象となる計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 検査期間

平成18年8月7日～11月30日

うち集合場所検査に係る検査日時及び場所

検査日	曜日	検査時間	検査場所
8月7日	月	10:00～12:00	津市美杉総合開発センター（津市美杉庁舎西隣）
8月8日	火	13:00～15:00	
8月10日	木	10:00～12:00	津市計量検査所（津市本庁舎）
8月18日	金	13:00～16:00	
8月21日	月	10:00～12:00 13:00～16:00	津市久居庁舎南館車庫
8月22日	火	10:00～12:00 13:00～16:00	津市一志中央公民館（津市一志庁舎西隣）
8月23日	水	9:30～12:00	津市雲出市民センター
8月24日	木	10:00～12:00 13:00～16:00	津市香良洲中央公民館（津市香良庁舎東隣）
8月28日	月	10:00～12:00 13:00～16:00	津市南郊公民館
8月29日	火	10:00～12:00 13:00～16:00	津市橋南市民センター
8月31日	木	9:30～12:00	津市西部市民センター
9月4日	月	10:00～12:00 13:00～16:00	津市美里社会福祉センター（津市美里庁舎北隣）
9月5日	火	10:00～12:00 13:00～16:00	津市芸濃庁舎

9月 6日	水	10:00~12:00 13:00~16:00	津市白塚市民センター
9月 7日	木	10:00~12:00 13:00~16:00	津市安濃庁舎
9月11日	月	10:00~12:00 13:00~16:00	津市河芸庁舎
9月12日	火	10:00~12:00 13:00~16:00	津市北部市民センター
9月14日	木	10:00~12:00	津市白山庁舎
9月15日	金	13:00~15:00	
9月19日	火	10:00~12:00 13:00~16:00	津市計量検査所（津市本庁舎）

津市告示第 3 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 8 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 7 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

八知区

三重県津市美杉町八知 5 8 2 8 番地 1

代表者 赤 野 利 彦

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村八知全域（須渕地区・小西地区・新堂地区・大御堂地区・比津地区・小田地区・老ヶ野地区）とする
変更後	三重県津市美杉町八知全域（須渕地区・小西地区・新堂地区・大御堂地区・比津地区・小田地区・老ヶ野地区）とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村八知 5 5 2 1 番地 1
変更後	三重県津市美杉町八知 5 8 2 8 番地 1

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	武田 正義 三重県一志郡美杉村八知 8 5 9 番地 1
変更後	赤野 利彦 三重県津市美杉町八知 7 7 1 0 番地

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

平成 1 8 年 5 月 2 8 日の定期総会において新任

津市告示第 3 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 7 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

新堂地区

三重県津市美杉町八知 5 5 5 2 番地

代表者 藤 原 定 行

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村八知新堂地区（森自治会・下市場自治会・宇谷自治会・中市場自治会・上市場自治会）の区域とする
変更後	三重県津市美杉町八知新堂地区（森自治会・下市場自治会・宇谷自治会・中市場自治会・上市場自治会）の区域とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村八知 5 5 5 2 番地
変更後	三重県津市美杉町八知 5 5 5 2 番地

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡美杉村八知 5 8 3 9 番地 2
変更後	三重県津市美杉町八知 5 8 3 9 番地 2

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津江市告示第 3 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 7 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

豊久野自治会

三重県津市芸濃町椋本 3706 番地 2

代表者 高 士 三 郎

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	芸濃町椋本 4265 番地 4、4228 番地 2、6152 番地 4194 番地 ～志登茂川～7283 番地、7325 番地、3240 番地、6226 番地、 6309 番地 1、6266 番地 1、3068 番地 1、3058 番地 2、6240 番地 1、2821 番地、2752 番地、4265 番地 4 の区域とする。
変更後	三重県津市芸濃町椋本 4265 番地 4、4228 番地 2、6152 番地 4194 番地～志登茂川～7283 番地、7325 番地、3240 番地、 6226 番地、6309 番地 1、6266 番地 1、3068 番地 1、3058 番地 2、6240 番地 1、2821 番地、2752 番地、4265 番地 4 の 区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町椋本 3706 番地 2
変更後	三重県津市芸濃町椋本 3706 番地 2

(3) 代表者の住所

変更前	三重県安芸郡芸濃町椋本 3026 番地 2
変更後	三重県津市芸濃町椋本 3026 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市告示第344号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年7月4日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び（放置禁止区域）高田本山駅
- 2 撤去した年月日 平成18年7月4日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 345 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの津市駐車場事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 18 年 7 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 事業報告書

本年度の業務状況につきましては、お城東駐車場、フェニックス通り駐車場及びアスト駐車場における利用台数が、157,048台で、1日平均1,754台となりました。

2 経理の状況

本年度の状況は、損益計算書（別表1）、及び貸借対照表（別表2）のとおりであります。

3 平成18年度予算の概要

(1) 収益的収入及び支出の予定額

収入

第1款 駐車場事業収益	241,799千円
第1項 営業収益	241,549千円
第2項 営業外収益	250千円

支出

第1款 駐車場事業費用	189,348千円
第1項 営業費用	147,473千円
第2項 営業外費用	41,875千円

(2) 資本的収入及び支出の予定額

支出

第1款 資本的支出	126,791千円
第1項 企業債償還金	87,617千円
第2項 他会計借入金	39,174千円

4 平成18年度事業の経営方針

(1) 業務の予定量

ア 収容可能台数	750台
イ 年間駐車台数	582,032台
ウ 一日平均駐車台数	1,599台

別表1

平成17年度津市駐車場事業損益計算書
(平成18年1月1日から平成18年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐 車 収 益	<u>57,808,096</u>	57,808,096	
2	営業費用			
	(1) 駐 車 場 管 理 費	22,812,106		
	(2) 減 価 償 却 費	<u>9,961,620</u>	<u>32,773,726</u>	
	営 業 利 益			25,034,370
3	営業外収益			
	(1) 雑 収 益	<u>70,268</u>	70,268	
4	営業外費用			
	(1) 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	<u>8,335,691</u>	<u>8,335,691</u>	<u>△ 8,265,423</u>
	経 常 利 益			16,768,947
	当 年 度 純 利 益			16,768,947
	前 年 度 繰 越 欠 損 金			<u>645,550,568</u>
	当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u><u>628,781,621</u></u>

別表2

平成17年度津市駐車場事業貸借対照表
(平成18年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有形固定資産			
	ア 土 地		1,264,146,151	
	イ 建 物	1,205,725,411		
	減価償却累計額	<u>250,807,632</u>	954,917,779	
	ウ 構 築 物	1,070,200		
	減価償却累計額	<u>1,016,690</u>	53,510	
	エ 機 械 及 び 装 置	92,929,272		
	減価償却累計額	<u>48,579,508</u>	44,349,764	
	オ 工 具、器 具 及 び 備 品	17,916,833		
	減価償却累計額	<u>14,353,554</u>	<u>3,563,279</u>	
	有形固定資産合計		<u>2,267,030,483</u>	
	固 定 資 産 合 計			2,267,030,483
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		35,292,520	
	(2) 未 収 金		<u>73,361</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>35,365,881</u>
	資 産 合 計			<u><u>2,302,396,364</u></u>

負債の部

3	固定負債		
	(1) 他会計借入金	<u>335,617,701</u>	
	固定負債合計		335,617,701
4	流動負債		
	(1) 未払金	8,397,456	
	(2) 前受金	<u>803,250</u>	
	流動負債合計		<u>9,200,706</u>
	負債合計		344,818,407

資本の部

5	資本金		
	(1) 自己資本金	1,749,973,027	
	(2) 借入資本金		
	ア 企業債	<u>836,386,551</u>	
	借入資本金合計	<u>836,386,551</u>	
	資本金合計		2,586,359,578
6	剰余金		
	(1) 欠損金		
	ア 当年度未処理 欠損金	<u>628,781,621</u>	
	欠損金合計	<u>628,781,621</u>	
	剰余金合計		<u>△ 628,781,621</u>
	資本合計		<u>1,957,577,957</u>
	負債資本合計		<u><u>2,302,396,364</u></u>

津市告示第 346 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの津市水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 18 年 7 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 事業の概要

本年度の水道事業の業務量につきましては、給水戸数は118,352戸で、配水量は10,362,352m³、有収水量は、8,927,205m³となりました。

簡易水道事業につきましては、給水戸数は707戸で、配水量は133,514m³、有収水量は、118,913m³となりました。

本年度の経営状況は、収益の面では、営業収益1,425,345,915円、簡易水道営業収益19,592,608円、営業外収益136,428,433円、簡易水道営業外収益56,366円、特別利益459,499円で、計1,581,882,821円となりました。

費用の面では、営業費用1,618,365,886円、簡易水道営業費用34,643,568円、営業外費用127,273,333円、簡易水道営業外費用7,698,873円、特別損失171,592,132円、簡易水道特別損失2,037,545円で、計1,961,611,337円となり、収支差引におきましては、379,728,516円の純損失でありました。

2 経理の状況

本年度の状況は、損益計算書（別表1）、及び貸借対照表（別表2）のとおりであります。

別表1

平成17年度津市水道事業損益計算書

平成18年1月1日から平成18年3月31日まで

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,281,894,074		
(2) 受託工事収益	135,396,275		
(3) その他営業収益	<u>8,055,566</u>	1,425,345,915	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	776,607,836		
(2) 配水及び給水費	135,979,502		
(3) 受託工事費	111,140,261		
(4) 業務費	87,657,253		
(5) 総係費	143,681,512		
(6) 減価償却費	348,851,285		
(7) 資産減耗費	14,437,428		
(8) その他営業費用	<u>10,809</u>	<u>1,618,365,886</u>	
営業損失			193,019,971
3 簡易水道営業収益			
(1) 給水収益	19,591,708		
(2) その他営業収益	<u>900</u>	19,592,608	
4 簡易水道営業費用			
(1) 原水及び浄水費	12,957,676		
(2) 配水及び給水費	1,769,233		
(3) 業務費	133,003		
(4) 総係費	1,119,226		
(5) 減価償却費	18,539,430		
(6) 資産減耗費	<u>125,000</u>	<u>34,643,568</u>	
簡易水道営業損失			15,050,960

5 營業外收益			
(1) 受取利息及び配当金	102		
(2) 他会計補助金	15,625,000		
(3) 雑収益	53,704,331		
(4) 新規給水加入金	<u>67,099,000</u>	136,428,433	
6 營業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	115,780,734		
(2) 雑支出	<u>11,492,599</u>	<u>127,273,333</u>	9,155,100
7 簡易水道營業外収益			
(1) 雑収益	<u>56,366</u>	56,366	
8 簡易水道營業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>7,698,873</u>	<u>7,698,873</u>	<u>△ 7,642,507</u>
經常損失			206,558,338
9 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>459,499</u>	459,499	
10 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>171,592,132</u>	<u>171,592,132</u>	<u>△ 171,132,633</u>
11 簡易水道特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>2,037,545</u>	<u>2,037,545</u>	<u>△ 2,037,545</u>
当年度純損失			379,728,516
前年度繰越欠損金			<u>353,757,840</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>733,486,356</u></u>

平成17年度津市水道事業貸借対照表

(平成18年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,666,011,977	
ロ 立 木		4,386,284	
ハ 建 物	2,172,936,373		
減価償却累計額	<u>630,632,567</u>	1,542,303,806	
ニ 構 築 物	48,358,268,133		
減価償却累計額	<u>16,282,411,659</u>	32,075,856,474	
ホ 機 械 及 び 装 置	8,153,131,693		
減価償却累計額	<u>4,806,545,109</u>	3,346,586,584	
ヘ 車 両 運 搬 具	64,084,188		
減価償却累計額	<u>41,634,417</u>	22,449,771	
ト 工 具、器 具 及 び 備 品	329,193,932		
減価償却累計額	<u>266,206,926</u>	62,987,006	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>1,018,862,909</u>	
有形固定資産合計			39,739,444,811

(2) 簡 易 水 道 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		40,401,952	
ロ 建 物	84,238,165		
減価償却累計額	<u>18,404,839</u>	65,833,326	
ハ 構 築 物	1,782,417,997		
減価償却累計額	<u>528,558,266</u>	1,253,859,731	
ニ 機 械 及 び 装 置	469,125,596		
減価償却累計額	<u>244,236,372</u>	224,889,224	
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	17,406,000		
減価償却累計額	<u>3,482,238</u>	13,923,762	
ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>10,300,000</u>	
簡易水道有形固定資産合計			1,609,207,995

(3) 無形固定資産			
イ 中勢水道利用権	273,957,562		
ロ 庁舎利用権	108,708,574		
ハ 電話加入権	<u>1,586,186</u>		
無形固定資産合計		384,252,322	
(4) 簡易水道無形固定資産			
イ 中勢水道利用権	148,900		
ロ 電話加入権	<u>377,496</u>		
簡易水道無形固定資産合計		526,396	
(5) 投資			
イ 基金	<u>185,364,510</u>		
投資合計		<u>185,364,510</u>	
固定資産合計			41,918,796,034
2 流動資産			
(1) 現金預金		5,223,153,082	
(2) 未収金		794,544,691	
(3) 貯蔵品		110,322,030	
(4) 前払費用		<u>1,050,060</u>	
流動資産合計			<u>6,129,069,863</u>
資産合計			<u><u>48,047,865,897</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 引当金			
イ 退職給与引当金	<u>19,628,819</u>		
引当金合計		<u>19,628,819</u>	
固定負債合計			19,628,819
4 流動負債			
(1) 未払金		962,528,904	
(1) 前受金		82,471,992	
(2) その他流動負債		<u>446,190,253</u>	
流動負債合計			<u>1,491,191,149</u>
負債合計			1,510,819,968

資 本 の 部

5	資 本 金		
	(1) 自 己 資 本 金		6,484,172,900
	(2) 借 入 資 本 金		
	イ 企 業 債	<u>17,223,185,580</u>	
	借 入 資 本 金 合 計		<u>17,223,185,580</u>
	資 本 金 合 計		23,707,358,480
6	剰 余 金		
	(1) 資 本 剰 余 金		
	イ 工 事 負 担 金	12,069,877,132	
	ロ 受 贈 財 産 評 価 額	3,406,265,256	
	ハ 国 県 補 助 金	3,765,036,536	
	ニ 寄 付 金	240,152,160	
	ホ 新 規 給 水 加 入 金	2,018,237,549	
	ヘ 他 会 計 補 助 金	1,479,029,466	
	ト 基 金 利 息	22,409,853	
	チ 基 金 繰 入 金	<u>459,407,792</u>	
	資 本 剰 余 金 合 計		23,460,415,744
	(2) 利 益 剰 余 金		
	イ 利 益 積 立 金	68,751,569	
	ロ 水 道 施 設 開 発 積 立 金	7,890,000	
	ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	26,116,492	
	ニ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>733,486,356</u>	
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>△ 630,728,295</u>
	剰 余 金 合 計		<u>22,829,687,449</u>
	資 本 合 計		<u>46,537,045,929</u>
	負 債 資 本 合 計		<u>48,047,865,897</u>

※ 当年度未処分利益剰余金26,116,492円については、旧芸濃町・旧白山町17年度決算書中、剰余金処分計算書(案)の処分額である。

津市告示第 3 4 7 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 1 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までの安濃町専用水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 1 8 年 7 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 事業の概要

本年度の業務量につきましては、配水量は87,124m³で、有収水量は、86,066m³となりました。

本年度の経営状況は、収益の面では、営業収益5,400,000円となりました。

費用の面では、営業費用3,511,898円、営業外費用71円で、計3,511,969円となり、収支差引におきましては、1,888,031円の純利益でありました。

2 経理の状況

本年度の状況は、損益計算書（別表1）、及び貸借対照表（別表2）のとおりであります。

別表1

平成17年度安濃町専用水道事業損益計算書

平成18年1月1日から平成18年3月31日まで

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	<u>5,400,000</u>	5,400,000	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	509,671		
(2) 総係費	1,919,396		
(3) 減価償却費	1,052,948		
(4) 資産減耗費	<u>29,883</u>	<u>3,511,898</u>	
営業利益			1,888,102
2 営業外費用			
(1) 雑支出	<u>71</u>	<u>71</u>	<u>71</u>
経常利益			<u>1,888,031</u>
当年度純利益			1,888,031
前年度繰越利益剰余金			<u>3,650,392</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>5,538,423</u></u>

※ 前年度繰越利益剰余金3,650,392円については、旧安濃町17年度決算書中、剰余金処分計算書(案)の処分額である。

平成17年度安濃町専用水道事業貸借対照表

(平成18年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,650,000

ロ 建 物 7,999,210

減価償却累計額 4,459,530 3,539,680

ハ 構 築 物 85,309,046

減価償却累計額 48,096,614 37,212,432

ニ 機 械 及 び 装 置 78,034,146

減価償却累計額 20,470,420 57,563,726

ホ 車 両 運 搬 具 850,120

減価償却累計額 807,614 42,506ヘ 建 設 仮 勘 定 0有形固定資産合計 100,008,344

固定資産合計 100,008,344

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 77,664,932

(2) 未 収 金 1,529,300流動資産合計 79,194,232資 産 合 計 179,202,576

負債の部

3 流動負債

(1)	未払金	<u>18,795</u>	
	流動負債合計		<u>18,795</u>
	負債合計		18,795

資本の部

4 資本金

(1)	自己資本金		
	自己資本金合計	<u>131,979,612</u>	
	資本金合計		131,979,612

5 剰余金

(1)	資本剰余金		
	イ 工事負担金	<u>1,657,500</u>	
	資本剰余金合計	1,657,500	
(2)	利益剰余金		
	イ 建設改良積立金	40,008,246	
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>5,538,423</u>	
	利益剰余金合計	<u>45,546,669</u>	
	剰余金合計		<u>47,204,169</u>
	資本合計		<u>179,183,781</u>
	負債資本合計		<u>179,202,576</u>

津市告示第 3 4 8 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 7 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

小野田町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な協同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の会員相互の連絡事務に関する事
- (2) 美化・清掃等区域内の生活環境の整備に関する事
- (3) 集会施設の維持管理に関する事
- (4) 自治会の主催する行事への参加に関する事
- (5) 市の関係諸機関との連携を密にし、当地区に対する施策の推進に関する
事
- (6) その他目的を達するために必要な事

3 区域

本会の区域は、津市大里小野田町の全部とする。

4 事務所

三重県津市大里小野田町 1 6 6 番地 1

5 代表者の氏名及び住所

佐脇 吉直

三重県津市大里小野田町 8 6 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8
条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得
なければならない。

9 認可年月日

平成 1 8 年 7 月 6 日

津市告示第349号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年7月6日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び（放置禁止区域）神戸交番前
- 2 撤去した年月日 平成18年7月6日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 350 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 7 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 7 月 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229 - 3142

津市告示第351号

下記の者に対する差押調書謄本、配当計算書謄本は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年7月10日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 352 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 7 月 10 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅
(放置禁止区域)
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 7 月 10 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 353 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 7 月 11 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、(放置禁止区域)久居駅前第 1 公共自転車
等駐車場及び江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 7 月 11 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 354 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの津市農業共済事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 18 年 7 月 11 日

津市長 松 田 直 久

1 事業報告書

本年度の農作物共済の麦につきましては、一筆共済方式は91戸、13,088a、災害収入共済方式は61戸、63,707aの引受がありました。

家畜共済につきましては、乳用牛1,310頭、肉用牛9頭の引受がありました。

園芸施設共済につきましては、17戸、32棟の引受がありました。

業務の状況につきましては、諸経費の節減に努めたものの業務引当金より2,499,495円の戻入れを行ったところです。

2 経理の状況

本年度の状況は、損益計算書（別表1）、及び貸借対照表（別表2）のとおりであります。

3 平成18年度予算の概要

（1）収益的収入及び支出の予定額

収入

第1款	共済事業収益	320,454千円
第1項	事業収益	299,140千円
第2項	事業外収益	21,314千円

支出

第1款	共済事業費用	320,454千円
第1項	事業費用	319,923千円
第2項	事業外費用	526千円
第3項	予備費	5千円

（2）一時借入金

農作物共済勘定一時借入金	6,045千円
--------------	---------

4 平成18年度の経営方針

事業の予定量

（1）農作物共済

水稻

ア	引受戸数	6,000戸
イ	引受面積	465,000a
ウ	共済金額	3,509,703,750円
エ	保険金額	3,458,111,105円

表

ア	引受戸数	250戸
イ	引受面積	83,000a
ウ	共済金額	207,614,190円
エ	保険金額	190,021,265円

(2) 家畜共済

ア	引受戸数	25戸
イ	引受頭数	2,275頭
ウ	共済金額	625,000,000円
エ	保険金額	500,000,000円

(3) 畑作物共済

ア	引受戸数	2戸
イ	引受面積	3,500a
ウ	共済金額	9,156,000円
エ	保険金額	8,240,400円

(4) 園芸施設共済

ア	引受戸数	142戸
イ	引受棟数	224棟
ウ	共済金額	206,255,000円
エ	保険金額	185,629,500円

(5) 損害謀議事業

ア	水稻病虫害防除事業	465,000a
イ	家畜の肝蛭症検査等	2,205頭

別表1

平成17年度津市農業共済事業損益計算書

(平成18年1月1日から平成18年3月31日まで)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.事業収益						
(1) 共 済 掛 金	9,000,955	13,033,554		270,844		22,305,353
(2) 交 付 金	3,581,505					3,581,505
(3) 保 険 金		6,332,690		847,051		7,179,741
(4) 診 療 収 入						
(5) 受取診療補填金		1,265,910				1,265,910
(6) 技 術 給 付 金		645,050				645,050
(7) 還 付 収 入 金		25,157				25,157
(8) 連 合 会 特 別 交 付 金						
(9) 責 任 準 備 金 戻 入		2,859,481		140,142		2,999,623
(10) 支 払 備 金 戻 入						
(11) 固 定 化 債 権 引 当 金 戻 入						
(12) 法 定 積 立 金 戻 入						
(13) 特 別 積 立 金 戻 入						
(14) 受 取 補 助 金					23,260,000	23,260,000
(15) 受 取 奨 励 金					285,380	285,380
(16) 賦 課 金					706,993	706,993
(17) 受 託 収 入						
(18) 損 害 防 止 収 入						
(19) 受取損害防止事 業 負 担 金					999,550	999,550
(20) 事 業 勘 定 受 入						
(21) 業 務 雑 収 入					21,842	21,842
事業収益合計(A)	12,582,460	24,161,842		1,258,037	25,273,765	63,276,104

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
2.事業費用						
(1) 保 険 料		7,821,189		216,663		8,037,852
(2) 技 術 料		43,200				43,200
(3) 共 済 金		9,814,898		941,176		10,756,074
(4) 診 療 諸 掛						
(5) 還 付 支 払 金		20,126				20,126
(6) 無 事 戻 金						
(7) 責 任 準 備 金 繰 入	12,582,460	6,035,989		123,098		18,741,547
(8) 支 払 備 金 繰 入						
(9) 固 定 化 債 権 引 当 金 繰 入						
(10) 業 務 勘 定 繰 入						
(11) 支 払 賦 課 金					371,225	371,225
(12) 一 般 管 理 費					24,041,732	24,041,732
(13) 普 及 推 進 費					134,760	134,760
(14) 損 害 評 価 費					2,226,000	2,226,000
(15) 損 害 防 止 費					999,550	999,550
(16) 負 担 金						
(17) 業 務 雑 費						
(18) 減 価 償 却 費					382,122	382,122
事業費用合計(B)	12,582,460	23,735,402		1,280,937	28,155,389	65,754,188
事業利益(事業損失) (C) = (A) - (B)		426,440		△22,900	△2,881,624	△2,478,084

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
3.事業外収益						
(1) 業 務 勘 定 受 入						
(2) 財 産 処 分 益						
(3) 事 業 雑 利 益						
(4) 受 取 寄 付 金						
(5) 受 取 利 息					7	7
(6) 受 取 抛 出 金						
(7) 業 務 雑 利 益						
(8) 業 務 引 当 金 戻 入					2,999,611	2,999,611
(9) 修 繕 引 当 金 戻 入						
事業外収益合計(D)					2,999,618	2,999,618
当年度総利益 (当年度総損失) (E) = (C)+(D)		426,440		△22,900	117,994	521,534
4.事業外費用						
(1) 事 業 支 払 利 息						
(2) 財 産 処 分 損					117,994	117,994
(3) 事 業 雑 損 失						
(4) 業 務 支 払 利 息						
(5) 支 払 抛 出 金						
(6) 事 業 勘 定 繰 入						
(7) 固 定 化 債 権 回 収 不 能 損						
(8) 業 務 雑 損 失						
(9) 業 務 引 当 金 繰 入						
(10) 修 繕 引 当 金 繰 入						
事業外費用合計(F)					117,994	117,994
当年度純利益		426,440				426,440
当年度純損失				△22,900		△22,900

別表2

平成17年度津市農業共済事業貸借対照表
(平成18年3月31日)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.流動資産						
(1) 現 金 預 金					407,649,725	407,649,725
(2) 一 時 貸 付 金	249,151,422	12,276,781	2,775,183	3,007,885		267,211,271
(3) 有 価 証 券						
未 収 金	3,755,393	2,192,906			26,610	5,974,909
(4) 固 定 化 債 権 引 当 金 (差 引)						
(5) 前 払 費 用						
(6) その他流動資産						
(7) 貯 蔵 品						
流 動 資 産 計	252,906,815	14,469,687	2,775,183	3,007,885	407,676,335	680,835,905
2.固定資産						
有 形 固 定 資 産					11,252,600	11,252,600
(1) 減 価 償 却 累 計 額 (差 引)					6,335,614	6,335,614
(2) 無 形 固 定 資 産					224,952	224,952
(3) 抛 出 金					6,574,910	6,574,910
固 定 資 産 計					11,716,848	11,716,848
資 産 合 計	252,906,815	14,469,687	2,775,183	3,007,885	419,393,183	692,552,753

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
3.流動負債						
(1) 一時借入金					267,211,271	267,211,271
(2) 未払金	99,933	10,402,623		107,587	4,782,169	15,392,312
(3) 前受収益						
(4) 責任準備金	12,582,460	6,035,989		123,098		18,741,547
(5) 支払備金			15,807			15,807
(6) その他流動負債						
(7) 企業債						
流動負債計	12,682,393	16,438,612	15,807	230,685	271,993,440	301,360,937
4.固定負債						
(1) 退職給与引当金						
(2) 業務引当金					147,399,743	147,399,743
(3) 修繕引当金						
(4) 農家拠出金						
固定負債計					147,399,743	147,399,743
負債合計	12,682,393	16,438,612	15,807	230,685	419,393,183	448,760,680
5.資本						
(1) 剰余金	225,637,311		2,759,376	2,659,636		231,056,323
法定積立金	121,423,002		1,313,508	734,435		123,470,945
特別積立金	104,214,309		1,445,868	1,925,201		107,585,378
(2) 当年度未処分剰余金 (未処理不足金)	14,587,111	△1,968,925		117,564		12,735,750
繰越剰余金年度末残高 (不足金)	14,587,111	△2,395,365		140,464		12,332,210
当年度純利益 (純損失)		426,440		△22,900		403,540
資本計	240,224,422	△1,968,925	2,759,376	2,777,200		243,792,073
負債資本合計	252,906,815	14,469,687	2,775,183	3,007,885	419,393,183	692,552,753

津市告示第 355 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 7 月 12 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅（放置禁止区域）津駅西
第一公共自転車等駐車場及び津駅西第三公共自転車
等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 7 月 12 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 356 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 7 月 13 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 7 月 13 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 3 5 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 7 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 7 月 1 4 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2